

平成30年度
公立豊岡病院組合
医師修学資金貸与制度
～募集要項～

問合せ先

〒668-8501

兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地

公立豊岡病院組合 統轄管理事務所総務部調整課

【公立豊岡病院2階】

Tel (0796)22-6111 内線 2115

Fax (0796)22-0170

8. 修学資金の返還免除

貸与学生在公立豊岡病院組合嘱託員及び職員として一定期間（臨床研修の期間を含む）勤務した場合、修学資金の返還を免除します。一定期間とは下記の表のとおりです。

※ 貸与期間と返還免除勤務期間

貸与期間	返還免除の勤務期間
4年未満	4年
4年以上	貸与期間と同じ期間

9. 修学資金の返還

(1) 次の場合に修学資金の返還を求めます。

- i 修学資金の貸与の決定が取り消された時
 - ・修学資金貸与対象者の要件を失った時
 - ・心身の故障のため修学の見込みが無くなった時
 - ・学業の成績又は性行が著しく不良であると認められる時
 - ・修学資金の貸与を辞退した時
 - ・上記の他、修学資金を貸与することが不相当と認められる時
- ii 大学卒業後2年以内に医師免許を取得できなかった時
- iii 死亡、心身の故障で医師の業務に従事できない時
 - ※組合立病院に在職している期間中であって、業務に起因する場合は除く。
- iv 在学中に本制度の利用を辞退する場合、又は医師免許取得後直ちに公立豊岡病院で臨床研修に従事しなかった場合
- v 返還免除の勤務年数に満たないで退職した場合

※これらの場合、修学資金の返還に加え、貸与金に対し年10パーセントの割合で計算した利息の支払いが必要となります。

(2) 修学資金の返還は、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内の一括返金していただきます。

(3) 管理者が特に必要と認めた時は、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき金額を分割納付できる場合があります。(死亡などの場合)

※分割納付は修学資金の貸与期間の2分の1の期間内に、半年賦の均等返還となります。

10. 延滞利息

正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに、修学資金を返還しなかった場合は、修学資金を返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額の年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払っていただきます。

※延滞利息は閏年の日を含む期間においても、365日当りの割合とします。

平成 30 年度の募集について

1. 募集人員

平成 30 年 4 月に新たに大学医学部課程に入学する者(新 1 年生)・・・2 名程度

2. 応募資格

下記要件を備えている方

(1) 平成 30 年 4 月現在、大学の医学部に 1 年生として在学する見込みの者

※上記の大学は学校教育法の規定に該当するものであること

(2) 大学を卒業後、公立豊岡病院にて 2 年間の臨床研修を修了し、医師として組合立病院で勤務する意思を有していること

(3) 地方公務員法第 16 条各号に該当しないこと

(注) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 選考日時及び会場

選 考 日 時	選 考 会 場
平成 30 年 3 月 22 日(木) 午後 2 時～	公立豊岡病院組合 職員会館 1 階 サークル室 兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地

4. 選考方法内容

選考方法	開始時間	方 法
面 接	午後 2 時～	
身 体 検 査		申請時に、健康診断書の提出を求めます。

5. 応募方法

応募にあたっては連帯保証人が 2 名 必要となります。

※連帯保証人は独立の生計を営む成年者で、修学資金の貸与決定の際は、申請者と連帯し修学資金の返還債務を負うこととなります。

※連帯保証人 2 名のうち 1 名は申請者の父または母としてください。

受付期間	平成30年2月1日(木)～3月20日(火) ※郵送の場合は3月20日(火)必着 ※締切日直前に応募される場合は、念のため調整課にご連絡ください。 受付時間 午前8時30分～午後5時00分 (土・日・祝祭日は除く。)
提出先	〒668-8501 兵庫県豊岡市戸牧1094番地 公立豊岡病院組合統轄管理事務所 総務部調整課(公立豊岡病院2階)
提出書類	① 修学資金貸与申請書(様式第1号) ② 履歴書(専用の用紙に記入し、写真を貼付すること) ③ 入学を予定する大学の合格通知書の写し ④ 入学を予定する大学の在学証明書 ※④は修学資金貸与内定の場合、平成30年4月13日(金)までに提出を求めます。 ⑤ 健康診断書 ※申請日以前2か月以内に受診したもの ※医療機関において作成した健康診断書であって労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)第43条(雇入時の健康診断)に定める項目を満たすもの ⑥ 誓約書(様式第2号) ⑦ 連帯保証人2名の印鑑証明書 ※上記①及び⑥に押印された印鑑の印鑑証明とします。 (注1) 受験に際しての提出書類は、一切返却いたしません。

6. 選考の結果発表(内定通知)

平成30年3月23日(金)までに、直接本人へ内定通知します。

※被貸与の決定通知(正式決定)は、大学在学を確認してから実施します。

7. 内定者説明会の実施

修学資金の貸与内定者には、次の日程で貸与制度及び提出書類の説明会を実施します。

説明会日時	説明会会場
平成30年3月27日(火) 午後2時～ ※1時間程度	公立豊岡病院組合 職員会館1階 サークル室 兵庫県豊岡市戸牧1094番地

※貸与内定者及び連帯保証人1名以上の出席をお願いします。

8. その他

新たに医師修学資金の貸与を受ける方を対象に、豊岡市及び朝来市から拠出される資金を原資に修学資金に加算して貸し付ける修学一時資金貸付制度を設けています。詳しくは、次頁のご案内をご覧ください。

医師修学一時資金貸付制度

1. 趣旨

公立豊岡病院組合立病院の医師の確保を目的に、豊岡市と朝来市が拠出する資金を原資に、公立豊岡病院組合医師修学資金貸与制度により修学資金の貸与を受ける方を対象に修学一時資金を加算して貸し付けます。

2. 対象者

新たに公立豊岡病院組合医師修学資金貸与制度により修学資金の貸与を受けようとする方で、修学一時資金の貸付を希望する方。

(現在、医学部在学中の学生で、**新たに**修学資金の貸与を受けようとする者も含む。)

※別紙、『修学一時資金貸与申請書』にて申請してください。

3. 募集人員

若干名

4. 貸付の限度額

入学金、授業料、施設設備費、教育充実費等正規の修学年限内に本人が支払うべき学費の範囲内で20,000,000円を限度とします。ただし、貸付は1回に限ります。

5. 利息

修学一時資金は無利息とします。

※ただし、返還期日までに返還の無い場合は延滞利息が発生します。

6. 返還期間

修学一時資金は、公立豊岡病院組合に採用後6年以内に、月賦若しくは半年賦の方法で、返還しなければなりません。

※ただし、6年を超える返還期間を認める場合があります。

問い合わせ先	公立豊岡病院組合総務部調整課
	電話 0796-22-6111 (内線 2115)